



# 埼玉県報

第 3067 号  
平成 30 年(2018 年)  
12 月 28 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

### 訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）

### 告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）

平成 30 年(2018 年)12 月 28 日

- 河川管理施設と道路との兼用工作物管理協定（一級河川荒川水系兜川）（水辺再生課）
- 坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 一般国道 254 号の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道川越北環状線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越北環状線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道坂本寄居線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道野田岩槻線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十五号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号イに次のように加える。

- (4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
- (5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（6）において「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)及び(3)、ハ(2)、ニ(2)、ホ(2)、ヘ(2)並びにチに定める基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けること。
- (6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
- (7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ一以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。

別表第一第三号チ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かごの幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

別表第一第三号リ(1)七中「点状ブロック等」を「内方線付き点状ブロック（移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）第一条第四号に規定する内方線付き点状ブロックをいう。別表第二において同じ。）」に改める。

別表第二公共交通機関の施設の項中「、点状ブロック等」を「、内方線付き点状ブロック」に改める。

様式第 11号 (三) 中

イ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路はエレベーターを設けているか。ただし、構造上の理由により傾斜路若しくはエレベーターを設置することが困難である場合であつて、エスカレーター（構造上の理由によりエレベーターを設置することが困難である場合には、エスカレーター以外の昇降機であつて車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができるとき、は公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路若しくはエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができるべく。

イ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路はエレベーターを設けているか。ただし、構造上の理由により傾斜路若しくはエレベーターを設置することが困難である場合であつて、エスカレーター（構造上の理由によりエレベーターを設置することが困難である場合には、エスカレーター以外の昇降機であつて車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができるとき、は公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路若しくはエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができるべく。

ウ 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合には、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしているか。

エ 乗継ぎ経路のうち、別表第 1 第 3 号イ(2)及び(3)、同号ハ同号ニ(2)、同号ホ(2)、同号ヘ(2)並びに同号チに定める基準適合するものを、乗降場ごとに 1 以上設けているか。

オ 主たる乗継ぎ経路と別表第 1 第 3 号イ(5)に定める基準に合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしているか。

カ 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、別表第 1 第 3 号イ(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ 1 以上設けているか。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事がある場合を除く。

適・否	該当・非該当
又よるカーし又通は共両除	

イ

適・否	該当・非該当
又よるカーし又通は共両除	

乗ら	適・否	該当・非該当
(2)に	適・否	該当・非該当
適長	適・否	該当・非該当
入われ	適・否	該当・非該当
設し認		

「

タ かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する有しているか。

機能を	適・否	
-----	-----	--

「

	タ かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する有しているか。
(2) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かがび奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等状況を考慮しているか。	

る機能を	適・否	
この幅及 の利用の	適・否	該当・非該当

「(2) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター」

「(3) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター」

エ 視覚

ームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の障害者の転落を防止するための設備が設けられているか。	適・否	
---	-----	--

「

エ 視覚

ホームドア、可動式ホームさく、内方襷付き点状ブロックの他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられているか。	適・否	
---	-----	--

「

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

# 規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第六十六号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第十八号（十二）中

課	所

を

課	所	所

に改める。

様式第十八号（十三）中

課	所

を

課	所	所

に改める。

様式第十八号（十四）中

課	所

を

課	所	所

に改める。

様式第十九号（二）及び様式第十九号（三）中

課	所

を

課	

に改める。

所	所

様式第十九号（四）を次のように改める。

様式第19号(4) (第125条関係)

電算用		収納済通知書 ②									
納入者										下記のとおり収納しましたから 通知します。  納付目的	
市郡 町区											
書類区分		課		所		年度		会計		納入期限	
F 7 7											
款		項		目		節		説明			
金額		返納通知番号		収納年月日		金融機関コード					
十兆千百十億千百万千百十円											
61事業63										収納済印	
課所→納入者→金融機関→会計管理課 埼玉県											

様式第二十一号（二）を次のように改める。



様式第21号(2) (第36条、第125条関係)

<p style="text-align: center;">納入通知兼領収書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>下記の金額を納入してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>歳入徴収権者 印</p> <p>納付目的</p> <p style="text-align: right;">納入場所 埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>課所名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>書類区分</td> <td>課所</td> <td>元号コード</td> <td>年</td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>會計</td> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金等</td> <td colspan="3"></td> <td>収納済印</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(納入者保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年	度	會計	款	項	目	節	金額	番号				延滞金等				収納済印	日					合計					<p style="text-align: center;">納入通知書</p> <p>下記の金額を収納してください。</p> <p>納付目的</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>課所名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>書類区分</td> <td>課所</td> <td>元号コード</td> <td>年</td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>會計</td> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金等</td> <td colspan="3"></td> <td>収納済印</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(金融機関保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年	度	會計	款	項	目	節	金額	番号				延滞金等				収納済印	日					合計					<p style="text-align: center;">電算用 収納済通知書 (納)</p> <p>下記のとおり収納しましたから通知します。</p> <p>納付目的</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>課所名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>書類区分</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>課所</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>年</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>會計</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">26</td> <td colspan="3">39</td> <td>40</td> <td>番</td> <td>41</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>収納年月日</td> <td colspan="3">金コ</td> <td colspan="3">48</td> <td colspan="3">53</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>延滞金等</td> <td colspan="3">61</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>74</td> <td>収納済印</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(会計管理課保管) 埼玉県</p>	書類区分	1	3	4	5	課所	6	10	年	11	13	會計	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	金額	26			39			40	番	41	47	収納年月日	金コ			48			53			54	60	延滞金等	61									74	収納済印	日												合計											
書類区分	課所	元号コード	年	度																																																																																																																																											
會計	款	項	目	節																																																																																																																																											
金額	番号																																																																																																																																														
延滞金等				収納済印																																																																																																																																											
日																																																																																																																																															
合計																																																																																																																																															
書類区分	課所	元号コード	年	度																																																																																																																																											
會計	款	項	目	節																																																																																																																																											
金額	番号																																																																																																																																														
延滞金等				収納済印																																																																																																																																											
日																																																																																																																																															
合計																																																																																																																																															
書類区分	1	3	4	5	課所	6	10	年	11	13																																																																																																																																					
會計	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																					
金額	26			39			40	番	41	47																																																																																																																																					
収納年月日	金コ			48			53			54	60																																																																																																																																				
延滞金等	61									74	収納済印																																																																																																																																				
日																																																																																																																																															
合計																																																																																																																																															

備考 本様式は、児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する費用（同法第50条第7号及び第7号の2の費用に限る。）に係る徴収金、中小企業高度化資金貸付金償還金等について使用すること。

様式第二十一号(三)及び様式第二十一号(四)中

課	所

を

課

所	定 二 上

に改める。

様式第二十一号(五)を次のように改める。

様式第21号(5) (第125条関係)

電算用		収 納 済 通 知 書 (納)													
納 入 者										下記のとおり収納しましたから 通知します。  納付目的					
<div style="float: right; margin-right: 20px;">                     市 都                      町 区                 </div>															
1 書類区分 3 4 5			6 課 所 10 11 年度 13			納 入 期 限									
F 2 2															
14 会 計 15		16 款 17		18 項 19		20 目 21		22 節 23		24 25					
金 額										41 納入通知番号 47		48 収納年月日 53		54 金融機関コード 60	
十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円															
延滞金等日 61										74					
合計															
課所→納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県										収納済印					

様式第二十一号（六）及び様式第二十一号（七）中

課	所
---	---

を

課
---

所	課
---	---

に改める。

様式第二十一号（八）及び様式第二十一号（九）を次のように改める。

様式第21号(8) (第125条関係)

電算用	収 納 済 通 知 書 ⑧																							
納 入 者										下記のとおり収納しましたから通知します。														
										納 付 目 的														
様																								
1 書類区分	4	5	6	課 所	10	11	年 度	13	14	会 計	15	16	款	17	18	19	20	21	22	23	24	25	納 入 期 限	
金 額										納 入 通 知 番 号														
納 入 金 額										収 納 年 月 日														
合 計										金 融 機 関 コー ド														
課 所 → 納 入 者 → 金 融 機 関 → 会 計 管 理 課										埼 玉 県														
										収 納 済 印														

様式第21号(9) (第36条、第125条関係)

収 納 済 通 知 書 (納) 埼玉県 (会計管理課保管)															納 入 通 知 書 (金融機関保管) 埼玉県															納 入 通 知 書 兼 領 収 書 埼玉県 (納入者保管)														
本書のとおり収納しましたから通知します。															金額 <input style="width: 100%;" type="text"/> 円															金額 <input style="width: 100%;" type="text"/> 円														
納入期限					納付目的 年 月分 心身障害者扶養共済制度、加入者掛金										納入通知番号					納付目的 年 月分 心身障害者扶養共済制度、加入者掛金					納入期限					納付目的 年 月分 心身障害者扶養共済制度、加入者掛金														
課 所 名															納 入 通 知 番 号															納 入 場 所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関														
金額 26 39 40 41 47															納 入 通 知 番 号 47															書 類 区 分 年度 会計 款 項 目 節 説明														
収 納 年 月 日 48 53 54 60															金 融 機 関 コー ド															課 所 名 課 所 年 度 課 目 節 説明														
市町村コード 61 66 C D 67 年月 68 71															収 納 済 印															課 所 名 課 所 年 度 課 目 節 説明														
納入者住所氏名															課 所 名															納入者住所氏名														
様															課 所 名															収 納 済 印														

所	課
	課

に改める。

様式第二十一号（十八）及び様式第二十一号（十九）中

課	所

を

課	

様式第二十一号（二十）を次のように改める。

㊟ 収 納 済 通 知 書 ㊟																								
納 入 者																				下記のとおりに納めましたから 通知します。				
様																								
1 書類区分			3	4	5	6 課 所				10	11 年度			13	14 会 計		15	納入目的  年 月分 として						
F	2	2																						
16 款			17	18 項			19	20 目		21	22 節		23	24	25									
26 金		35 額			39	40	41 納入通知番号		47						48 収納年月日		53	54 金融機関コード			60			
																	53							
課所→納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県																								
																				納入期限				
																				収納済印				

備考 本様式は県営住宅家賃等について使用すること。



様式第二十一号（二十二）中

	課
	所

を

	課
	所
	元 二 号

に改める。

様式第二十一号（二十三）から様式第二十一号（二十五）までを次のように改める。

収 納 済 通 知 書

様

下記のとおり収納しましたので通知します。

納付目的 年 月分

として

書類区分	課 所	年度	会計	款	項	目	節
1 3 4 5 6	10	11 13	14 15	16 17	18 19	20 21	22 23 24 25

金 額	納入通知番号
26 39	40 41 47

納入期限

収 納 年 月 日	金 融 機 関 コ ー ド
48 53	54 60

収 納 済 印

課所→納入者→金融機関→会計管理課

様式第21号(24) (第36条、第125条関係)

**納入通知書兼領収書**

〒 \_\_\_\_\_ 様

下記の金額を納入してください。  
年 月 日

歳入徴収権者  
埼玉県 福祉事務所長 印

納付目的 福祉資金元利償還金  
年 月分 ( 回 / 回)

納入場所 埼玉県指定金融機関  
埼玉県指定代理金融機関  
埼玉県収納代理金融機関

納期限 年 月 日

書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節
F22							
金額			円	番号			
違約金	延滞日数	日	円	貸付番号			
合計			円	調定回数	資金		

※納期限までに納入されなかった場合は、  
違約金を併せて納入してください。

収納済印

(納入者保管) 埼玉県

**納入通知書**

( \_\_\_\_\_ 様)

下記の金額を収納してください。

納付目的 福祉資金元利償還金  
年 月分  
( 回 / 回)

納期限 年 月 日

書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節
F22							
金額			円	番号			
違約金	延滞日数	日	円	貸付番号			
合計			円	調定回数	資金		

収納済印

(金融機関保管) 埼玉県

**収納済通知書** 電算用

( \_\_\_\_\_ 様)

下記の金額を収納しましたので通知します。

納付目的 福祉資金元利償還金  
年 月分  
( 回 / 回)

納期限 年 月 日

書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明
F22								
金額			円	番号				
収納日	コード							
違約金	延滞日数	日	円					
合計			円					
貸付番号		調定回数		資金				

収納済印

(会計管理課保管) 埼玉県

納 入 通 知 書 兼 領 収 書

〒

様

下記の金額を納入してください。

年 月 日

歳入徴収権者

印

納 付 目 的

児童扶養手当過誤払金の返納

納 入 場 所 埼玉県指定金融機関  
埼玉県指定代理金融機関  
埼玉県収納代理金融機関

書類区分	課 所	元 号	年度	会計	款	項	目	節	
金 額					円	番			
延滞金等 日					円				
合 計					円				

納 入 期 限
年 月 日

収 納 済 印

(納入者保管)

埼 玉 県

納入通知書

( 様)

下記の金額を収納してください。

納付目的

児童扶養手当過誤払金の返納

納入期限 年 月 日

書類区分	課所	元号 コード	年度	会計	款	項	目	節
金額	円				番号			
延滞金等日	円							
合計	円							

収納済印

(金融機関保管)

埼玉県

収納済通知書 (納)

電算用

( 様)

下記の金額を収納しましたので通知します。

納付目的

児童扶養手当過誤払金の返納

納入期限 年 月 日

書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明
金額	26			39	40	番号	41	47
収納日	コード	48	53	54				60
延滞金等日	61							74
合計								

収納済印

(会計管理課保管)

埼玉県

様式第二十一号（二十六）及び様式第二十一号（二十七）中

課  
所  
を

課	所	所

に改める。

様式第二十一号（二十八）を次のように改める。

様式第21号(28) (第36条、第125条関係)

電算用	収 納 済 通 知 書																							
様	下記のとおり収納しましたから 通知します。																							
納入場所 埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">1 書類区分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3 4</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5 6</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">課 所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">10 11</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">13</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">納 入 期 限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F 2 2</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>				1 書類区分	3 4	5 6	課 所	10 11	年度	13	納 入 期 限	F 2 2												
1 書類区分	3 4	5 6	課 所	10 11	年度	13	納 入 期 限																	
F 2 2																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">14 会 計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">15 16</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">17 18</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">19 20</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">21 22</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">23 24</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0 1</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>				14 会 計	15 16	17 18	19 20	21 22	23 24	25	一般会計							0 1						
14 会 計	15 16	17 18	19 20	21 22	23 24	25																		
一般会計																								
0 1																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">26 金 額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">39 40</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">41 納入通知番号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">47 48 収 納 年 月 日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">53 54 金融機関コード</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>				26 金 額	39 40	41 納入通知番号	47 48 収 納 年 月 日	53 54 金融機関コード	60															
26 金 額	39 40	41 納入通知番号	47 48 収 納 年 月 日	53 54 金融機関コード	60																			
所轄所→納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県																								
						収納済印																		

様式第二十一号（二十九）及び様式第二十一号（三十）中

	課	所

を

に改める。

	課	所	五十一号

様式第二十一号（三十一）を次のように改める。



様式第21号(31) (第125条関係)

電算用

収 納 済 通 知 書

〒  
  
  
様

下記のとおり収納しましたから通知します。

納付目的

受診年月日： 年 月 日  
 利用年月： 年 月 分

納入場所

埼玉県立精神保健福祉センター  
 埼玉県指定金融機関  
 埼玉県指定代理金融機関  
 埼玉県収納代理金融機関

1 書類区分	3	4	5	6 課 所	10	11 年度	13

納 入 期 限

14 会 計	15	16 款	17	18 項	19	20 目	21	22 節	23	24	25
一 般 会 計											
0	1										

26 金 額	39	40	41 納入通知番号	47	48 収納年月日	53	54 金融機関コード	60

収納済印

所轄所→納入者→所轄所又は金融機関→会計管理課

埼 玉 県

様式第二十一号(三十二)及び様式第二十一号(三十三)中

課	所
---	---

を

課	所	正 一 号
---	---	-------------

に改める。

様式第二十一号(三十四)を次のように改める。

電算用

収 納 済 通 知 書 ㊟

納 入 者	
様	

下記のとおり収納しましたから通知します。

納 付 目 的

書類区分	出納区分		課 所		年度		会計		款		項 目		節		24	25	
1	3	4	5	6	10	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

納 入 期 限

金 額		40	納入通知番号	
納入金額	26	39	41	47
	61	67		
合 計				

収 納 年 月 日		金 融 機 関 コー ド	
48	53	54	60

貸 与 番 号		調 定 回 数	
68	75	76	77

収納済印

課所→納入者→金融機関→会計管理課

埼 玉 県

様式第二十一号(三十五)中

	課	所

を

	課	所	元 二 丁 号

に改める。

様式第二十三号(一)及び様式第二十三号(二)中

	課	所

を

	課

に改める。

	所	元 二 丁 号

様式第二十三号(三)を次のように改める。

電算用	収 納 済 通 知 書 ㊦																																																						
納 入 者	下記のとおり収納しましたから 通知します。  納付目的																																																						
<div style="text-align: right; margin-right: 10px;">                     市 郡                        町 区                      村                        様                 </div>																																																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">書類区分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課 所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">10</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">11</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">13</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年 度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	書類区分	1	3	4	5	6	課 所	10	11	13	年 度		F	2	3								納 入 期 限  																																
書類区分	1	3	4	5	6	課 所	10	11	13	年 度																																													
	F	2	3																																																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">14</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">15</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">16</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">17</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">18</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">19</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">20</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">22</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">24</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 計</td> <td style="text-align: center;">款</td> <td style="text-align: center;">項</td> <td style="text-align: center;">目</td> <td style="text-align: center;">節</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>											14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	会 計	款	項	目	節																												
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25																																												
会 計	款	項	目	節																																																			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">26</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">39</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">40</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">41</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">47</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">48</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">53</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">54</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金 額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">納入通知番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">収納年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">金融機関コード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十兆</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">億</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>											26	39	40	41	47	48	53	54	60	金 額	納入通知番号			収納年月日		金融機関コード				十兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円													
26	39	40	41	47	48	53	54	60																																															
金 額	納入通知番号			収納年月日		金融機関コード																																																	
十兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																											
課所→金融機関→会計管理課										埼 玉 県																																													
収納済印																																																							

様式第二十三号(四)中

	課
	所

を

	課
	所
	中

に改める。

様式第二十三号(五)を次のように改める。

収納済通知書(口座振替)

様

下記のとおり収納しましたので通知します。

納付目的 年 月分として

書類区分 1	3	4	5	6	課 所 10	11	13	年度 14	15	会計 16	17	18	19	20	21	22	23	項目 24	25	

26	金 額 39	40	41	納入通知番号 47

納入期限

48	収 納 年 月 日 53	54	金 融 機 関 コ ー ド 60

収 納 済 印

課所→金融機関→会計管理課

様式第二十三号（六）中

課	所

を

課	所	元 年 月

に改める。

様式第二十三号（七）を次のように改める。



㊦ 収 納 済 通 知 書 ㊧

納 入 者		様
-------------	--	---

下記のとおり収納しましたから  
通知します。

書類区分	3	4	5	6	課 所	10	11	13	14	会 計	15
F	2	3									

納入目的

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25

年 月分

として

26	金額	35	39	40	41	納入通知番号	47

48	収納年月日	53	54	金融機関コード	60

預金口座名	種別	口座番号	振替日
	普通 当座		

収納済印

様式第二十五号（一）及び様式第二十五号（二）中

	課	所

を

	課

に改める。

所	課

様式第二十五号（三）を次のように改める。

電算用	収 納 済 通 知 書 ㊦																	
納 入 者			下記のとおり収納しましたから 通知します。															
			払込目的															
書類区分		課 所			年 度		会 計											
1	3	4	5	6	10	11	13	14	15									
収入	F	2	4															
収入	F	2	7															
款		項		目		節		説 明										
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25									
金 額				払 込 番 号		収 納 年 月 日		金 融 機 関 コー ド										
26	39	40	41	47	48	53	54	60										
十兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円						
納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県										収納済印								

様式第二十五号（五）及び様式第二十五号（六）中

課	所

を

課	所	号

に

改める。

様式第二十五号（七）を次のように改める。

(3)

電算用

給 収 納 済 通 知 書 払

納 入 者

下記のとおり収納しましたから  
通知します。

資金前渡担当者 \_\_\_\_\_  
(職 名) \_\_\_\_\_  
(氏 名) \_\_\_\_\_

払込目的

書類 区分	課 6	所 10	年度	会 計 14	款 15	項 16	目 17	18	19	20	21
1	3	4	5	11	13						
F	9	4									

節 22	説明 23	金 額 24	25	26	31	32	39	40	41	47	61	63
					千	百	十	万	千	百	十	円
0:2	0:0										0	10
0:3											0	10
0:3											0	10
0:3											0	10
0:3											0	10
0:3											0	10
0:3											0	10
0:3											0	10

千 百 十 万 千 百 十 円

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

収納年月日	金融機関コード
48 53 54	60

収納済印

納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県

様式第二十五号（八）及び様式第二十五号（九）中

課
所

を

課
所

「  
五  
二  
七  
」

に改める。

様式第二十五号（十）を次のように改める。

㊦ 収 納 済 通 知 書 ㊧

納 入 者	
-------------	--

下記のとおり収納しましたから  
通知します。

書類区分 1	3	4	5	課 所 6	10	年 度 11	13	会 計 14	15
F	2	7							

払込目的

年 月分  
として

16	款	17	18	項	19	20	目	21	22	節	23	24	25

氏 名

26	金 額	35	39	40	41	払込番号	47

収納年月日 48	53	54	金融機関コード 60

収納済印

納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県

様式第三十一号(二)中

課	所

を

課	所	第五号

に改める。

様式第三十一号(二)及び様式第三十一号(三)中

課	所

を

課	

に、

所	第五号

を

課	所	第五号

に改める。

様式第三十一号(四)及び様式第三十一号(五)を次のように改める。



様式第31号(4) (第45条、第64条関係)

年度・所管更正済通知書 ㊦  
 下記のとおり、更正したので通知します。

電算用

書類区分	
1	3

金額									
4									17

更正元	課		所		年度		会計		更正コード	款	
	18	19	20	24	25	27	28	29	30	31	32
項		目		節		説明		差引番号			
33	34	35	36	37	38	39	40	41	43		

更正先	課		所		年度		会計		更正コード	款	
項		目		節		説明		差引番号			

○添付する日計表の種類及び送付先等

更正請求を受けた指定金融機関等は、次に示すとおり日計表を作成し送付してください。

更正請求者	太線で囲んだ 更正コード	作成する日 計表の種類	増額又は減 額の区別	送付先
税務課又は 県税事務所	1	県税収納 金日計表	減額	太線で囲んだ 課所欄に記入 してある税務 課又は県税事 務所
	2	〃	増額	
上記以外	1	収納金 日計表	減額	会計管理課
	2	〃	増額	

更正年月日		金融機関コード	
60	65	66	72

更正済印

様式第31号(5) (第45条、第64条関係)

年度・所管更正済通知書 ㊦  
 下記のとおり、更正したので通知します。

電算用

書類区分	
1	3

金額									
4									17

更正元	課	所	年度	会計	更正コード	款
項	目		節	説明		差引番号

更正先	課	所	年度	会計	更正コード	款				
							18	19	20	24
項	目		節	説明		差引番号				
33	34	35	36	37	38	39	40	41	43	

○添付する日計表の種類及び送付先等

更正請求を受けた指定金融機関等は、次に示すとおり日計表を作成し送付してください。

更正請求者	太線で囲んだ更正コード	作成する日計表の種類	増額又は減額の区別	送付先
税務課又は 県税事務所	1	県税収納金日計表	減額	太線で囲んだ課所欄に記入してある税務課又は県税事務所
	2		増額	
上記以外	1	収納金日計表	減額	会計管理課
	2		増額	

更正年月日	金融機関コード
60	65
66	72

更正済印

様式第六十三号 (一) 中 

	年度
--	----

 を 

年度	
----	--

 に改める。

様式第六十三号 (二) を次のように改める。

様式第63号(2) (第77条関係)

収 納 金 日 計 表

No. \_\_\_\_\_

①

書類区分		年度	
1	3	4	5
6	8		
F	4	1	

通知書件数
件

電 算 用
-------

区 分	収 納 額										負符号			
	9										22	23		
本日分	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

収納年月日	金融機関コード
24	29
30	36

誤った日の記入例
----------

埼玉県指定金融機関、指定代理金融機関  
又は収納代理金融機関

(宛先)  
埼玉県会計管理者

㊞

(注) 1 金額の頭部に「¥」、「△」又は「-」等の符号を記入しないこと。

2 金額がマイナスの場合には、「負符号」の欄に「-」の符号を必ず記入すること。

3 「収納年月日」及び「金融機関コード」は必ずゴム印を使用すること。

4 県営住宅家賃等(磁気テープ交換収納分)及び入学科等(磁気テープ交換収納分)については書類区分を各々「F43」、「F44」として作成すること。

金融機関→会計管理課

様式第六十四号（一）中

年度	—
—	

を

元 年 度	
年度	—
—	

に改める。

様式第六十四号（二）中

年度	—
—	

を

元 年 度	
年度	—
—	

に「あて先」を「宛先」に改

める。

様式第六十四号（三）を次のように改める。

県 税 収 納 金 日 計 表 ㊟

No. \_\_\_\_\_

①

書類区分		年 度			
1	3	4	5	6	8
F	4	2			

通知書件数		
9		11
		件

電	算	用
---	---	---

区 分	収 納 額										負符号			
	12									25	26			
本日分	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

収納年月日	金融機関コード
27	32 33 39

誤った日の記入欄	
40	45

県税コード
46 47

(宛先)  
埼玉県会計管理者

埼玉県指定金融機関、指定代理金融機関又は  
収納代理金融機関

( 県税事務所分)

㊟

金融機関→会計管理課

様式第七十三号 (一) 中

	課	所

を

	課	所	年 月 日

に改める。

様式第七十三号 (二) 中

	課	所

を

	課	所	年 月 日

に改める。

様式第七十三号 (三) を次のように改める。

様式第73号(3) (第125条関係)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">電算用</div>		収 納 済 通 知 書 (歳入歳出外現金)																																														
納 入 者																																																
(納入者情報入力欄)			市 都 町 区 村																																													
下記のとおり収納しましたから 通知します。																																																
納入目的																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">書類区分</td> <td colspan="3">課 所</td> <td colspan="3">年 度</td> </tr> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>11</td><td>13</td><td></td> </tr> <tr> <td>F</td><td>2</td><td>5</td><td style="background-color: #cccccc;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>				書類区分			課 所			年 度			1	3	4	5	6	10	11	13		F	2	5																								
書類区分			課 所			年 度																																										
1	3	4	5	6	10	11	13																																									
F	2	5																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>14</td><td>会 計</td><td>15</td><td>16</td><td>款</td><td>17</td><td>18</td><td>項</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td> </tr> <tr> <td></td><td>歳入歳出外現金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td style="background-color: #cccccc;"></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td>3</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>				14	会 計	15	16	款	17	18	項	19	20	21	22	23	24	25		歳入歳出外現金								0	0	0	0				3	0												
14	会 計	15	16	款	17	18	項	19	20	21	22	23	24	25																																		
	歳入歳出外現金								0	0	0	0																																				
	3	0																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">金 額</td> <td colspan="3">番 号</td> <td colspan="2">収納年月日</td> <td colspan="2">金融機関コード</td> </tr> <tr> <td>26</td><td></td><td></td><td></td><td>39</td><td>40</td><td>41</td><td>47</td><td>48</td><td>53</td><td>54</td><td>60</td> </tr> <tr> <td>十</td><td>兆</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td><td></td> </tr> </table>				金 額				番 号			収納年月日		金融機関コード		26				39	40	41	47	48	53	54	60	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円								
金 額				番 号			収納年月日		金融機関コード																																							
26				39	40	41	47	48	53	54	60																																					
十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																			
(納入者住所・金融機関住所等)										収納済印																																						
課所→納入者→金融機関→会計管理課      埼 玉 県																																																



様式第七十三号（五）を次のように改める。

様式第73号(5) (第117条、第125条関係)

<p style="text-align: center;">㊟ 納付書兼領収書 (歳入歳出外現金)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>発行日 年 月 日</p> <p>下記の金額を納入してください。</p> <p>納入目的 敷金</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>納入場所 埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 20px;"> <tr><td>書類区分</td><td></td><td>課所</td><td></td><td>元号コード</td><td>年度</td></tr> <tr><td>会計</td><td>款</td><td>項</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金額</td><td colspan="4"></td><td>番号</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">収納済印</p> <p style="text-align: center;">課所→納入者→金融機関→納入者 埼玉県</p>	書類区分		課所		元号コード	年度	会計	款	項				金額					番号	<p style="text-align: center;">㊟ 納付書 (歳入歳出外現金)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>下記の金額を収納してください。</p> <p>納入目的 敷金</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 20px;"> <tr><td>書類区分</td><td></td><td>課所</td><td></td><td>元号コード</td><td>年度</td></tr> <tr><td>会計</td><td>款</td><td>項</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金額</td><td colspan="4"></td><td>番号</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">収納済印</p> <p style="text-align: center;">課所→納入者→金融機関 埼玉県</p>	書類区分		課所		元号コード	年度	会計	款	項				金額					番号	<p style="text-align: center;">㊟ 収納済通知書 (歳入歳出外現金)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>下記のとおり収納しましたので通知します。</p> <p>納入目的 敷金</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 20px;"> <tr><td>書類区分</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>11</td><td>13</td></tr> <tr><td>会計</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>金額</td><td colspan="3">26</td><td colspan="4">39</td><td>40</td><td colspan="4">41</td><td>47</td></tr> <tr><td>収納年月日</td><td colspan="2">金融機関コード</td><td colspan="2">48</td><td colspan="2">53</td><td colspan="2">54</td><td colspan="3">60</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">収納済印</p> <p style="text-align: center;">課所→納入者→金融機関→会計管理課 埼玉県</p>	書類区分	1	3	4	5	6	10	11	13	会計	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	金額	26			39				40	41				47	収納年月日	金融機関コード		48		53		54		60			
書類区分		課所		元号コード	年度																																																																																		
会計	款	項																																																																																					
金額					番号																																																																																		
書類区分		課所		元号コード	年度																																																																																		
会計	款	項																																																																																					
金額					番号																																																																																		
書類区分	1	3	4	5	6	10	11	13																																																																															
会計	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25																																																																											
金額	26			39				40	41				47																																																																										
収納年月日	金融機関コード		48		53		54		60																																																																														

様式第七十七号（一）を次のように改める。

電 算 用

年 月 日

収 納 金 控 除 通 知 書

(宛先)

埼玉県会計管理者又は出納員

埼玉県指定金融機関、指定代理金融  
機関又は収納代理金融機関

店 印

証券不渡りのため、下記のとおり証券納付に係る収納を取り消し、収納金を控除したので通知します。

記

書類区分			課 所			年 度			納入者住所・氏名	不渡り証券 収納年月日		
1	3	4	5	6	10	11	13	年		月	日	

会 計		款		項		目		節		24	25
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		

収 納 取 消 金 額				40	納 入 通 知 書 等 番 号		収 納 金 を 控 除 し た 年 月 日		金 融 機 関 コ ー ド	
26	27	28	29		41	47	48	53	54	60

県 税 コード

- (注) 1 小切手で収納したものうち、不渡りがあつた場合に作成すること。  
 2 納入通知書一枚ごとに作成すること。  
 3 県税関係にあつては税務課又は県税事務所に、県税関係以外のものにあつては会計管理課に送付すること。  
 4 書類区分欄は、県税関係以外の場合にのみ「F27」と記入すること。

様式第七十七号 (二) 中「あて先」を「宛先」とし、

課	所

を

課

に改める。

所	課

様式第九号 (二) を次のように改める。

様式第109号(2) (第201条、第125条関係)

<p style="text-align: center;">督促状兼領収書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>下記のとおり督促します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>歳入徴収権者 <span style="float: right;">印</span></p> <p>納付目的</p> <p style="text-align: right;">納入場所 埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関</p> <p>納入期限 年 月 日 最初の納入期限 年 月 日 課所名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>書類区分</td> <td>課所</td> <td>元号コード</td> <td>年</td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>會計</td> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td>延滞金等日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(納入者保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年	度	會計	款	項	目	節	金額				番号	延滞金等日					合計					<p style="text-align: center;">督促状</p> <p>下記の金額を収納してください。</p> <p>納付目的</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>最初の納入期限 年 月 日</p> <p>課所名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>書類区分</td> <td>課所</td> <td>元号コード</td> <td>年</td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>會計</td> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td>延滞金等日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(金融機関保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年	度	會計	款	項	目	節	金額				番号	延滞金等日					合計					<p style="text-align: center;">電算用 収納済通知書 ㊟</p> <p>下記のとおり収納しましたから通知します。</p> <p>納付目的</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>納入期限 年 月 日 最初の納入期限 年 月 日 課所名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>書類区分</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>課</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>年</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>會計</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="2"></td> <td>26</td> <td colspan="3"></td> <td>39</td> <td>40</td> <td>41</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>収納年月日</td> <td>金融機関</td> <td>48</td> <td colspan="3"></td> <td>53</td> <td>54</td> <td colspan="3">60</td> </tr> <tr> <td>延滞金等日</td> <td colspan="9"></td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="10"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(会計管理課保管) 埼玉県</p>	書類区分	1	3	4	5	課	6	10	年	11	13	會計	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	金額			26				39	40	41	47	収納年月日	金融機関	48				53	54	60			延滞金等日										74	合計										
書類区分	課所	元号コード	年	度																																																																																																																		
會計	款	項	目	節																																																																																																																		
金額				番号																																																																																																																		
延滞金等日																																																																																																																						
合計																																																																																																																						
書類区分	課所	元号コード	年	度																																																																																																																		
會計	款	項	目	節																																																																																																																		
金額				番号																																																																																																																		
延滞金等日																																																																																																																						
合計																																																																																																																						
書類区分	1	3	4	5	課	6	10	年	11	13																																																																																																												
會計	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																																																																																																												
金額			26				39	40	41	47																																																																																																												
収納年月日	金融機関	48				53	54	60																																																																																																														
延滞金等日										74																																																																																																												
合計																																																																																																																						

備考 本様式は納入通知書(様式第21号(2))により納入の通知をした場合に使用すること。

様式第九号 (三) 中

	課	所

を

	課	所	第 一 号

に改める。

様式第九号 (四) 中

	課	所

を

	課	所	第 一 号

に改める。

様式第九号 (五) を次のように改める。

様式第109号(5) (第125条関係)

電算用	収 納 済 通 知 書 <span style="float: right;">( 督 )</span>																
納 入 者										下記のとおり収納しましたから 通知します。  納付目的							
市 都 町 区 村										納 期 限							
										最初の納期限							
1 書類区分		3	4	5	6 課	10 所	11 年 度	13	14 会 計 15								
収入	F	2	6														
支出	F	7	9														
16 款		17	18 項		19	20 目	21	22 節	23	24 説明	25						
26 金 額										39	40	41 督促番号	47	48 収納年月日	53	54 金融機関コード	60
滞納金	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
	61													74			
延滞金等																	
日																	
合計																	
										収納済印							
課所→納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県																	



様式第百九号（七）及び様式第百九号（八）中

	課
	所

を

	課
	所

に改める。

	課
	所

様式第百九号（九）及び様式第百九号（十）を次のように改める。

様式第109号(9) (第125条関係)

電算用	収 納 済 通 知 書 ㊦	
納 入 者	下記のとおり収納しましたから通知します。	
様	納 付 目 的	
1 書類区分 3 4 5 6 課 所 10 11 年 度 13 14 会計 15 16 款 17 18 項 19 20 目 21 22 節 23 24 25	最初の納期限	納 期 限
金 26 額 39 40 41 督促番号 47	48 収 納 年 月 日 53 54 金融機関コード 60	収納済印
納入金額		
61 67		
合 計		
埼 玉 県		

課所→納入者→金融機関→会計管理課

様式第109号(10) (第201条、第125条関係)

収 納 済 通 知 書      埼玉県 (会計管理課保管)												督 促 状 (金融機関保管)      埼玉県												督 促 状 兼 領 収 書      埼玉県 (納入者保管)											
本書のとおり収納しましたから通知します。												金額 <input style="width: 80%;" type="text"/> 円												金額 <input style="width: 80%;" type="text"/> 円											
納入期限				納付目的 年 月分 心身障害者扶養共済制度、加入者掛金								上記の金額を収納してください。				納付目的 年 月分 心身障害者扶養共済制度、加入者掛金				納入期限				上記のとおり督促します。											
課 所 名												課 所 名												課 所 名											
書類区分 1 3 4 5 課 所 6 10 11 13 会計 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 説明												書類区分 元号 年度 会計 款 項 目 節 説明												書類区分 元号 年度 会計 款 項 目 節 説明											
金額 26 39 40 督促番号 41 47												金額												金額											
収 納 年 月 日						金融機関コード						課 所 名						課 所 名						課 所 名											
48 53 54 60						収 納 済 印						課 所 名						課 所 名						課 所 名											
市町村コード 61				CD 66				年 月 67 68				71				課 所 名				課 所 名				課 所 名											
納入者住所氏名												課 所 名												課 所 名											
様												課 所 名												課 所 名											
様												課 所 名												課 所 名											

様式第九号（十六）中

	課
	所

を

	課
	所
	部

に改める。

様式第九号（十七）を次のように改める。

収 納 済 通 知 書

様

下記のとおり収納しましたので通知します。

納付目的 年 月分

として

1	書類区分	3	4	5	6	課 所	10	11	年度	13	14	会計	15	16	款	17	18	項	19	20	目	21	22	節	23	24	25

26	金	額	39	40	41	督促番号	47

納入期限

年

月 日

48	収納年月日	53	54	金融機関コード	60

収 納 済 印

課所→納入者→金融機関→会計管理課

様式第百九号（十九）及び様式第百九号（二十）を次のように改める。

様式第109号(19) (第201条、第125条関係)

<p style="text-align: center;"><b>督促状兼領収書</b></p> <p style="text-align: center;">〒 _____ 様</p> <p>下記のとおり督促します。 年 月 日</p> <p>歳入徴収権者 埼玉県 福祉事務所長 印</p> <p>納付目的 福祉資金元利償還金 年 月分 ( 回 / 回)</p> <p>納入場所 埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関</p> <p>納期限 年 月 日 最初の納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>元号コード</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> <td>円</td> <td>督促番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>違約金</td> <td>延滞日数</td> <td>日</td> <td>円</td> <td>貸付番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3"></td> <td>円</td> <td>調定回数</td> <td>資金</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※最初の納期限までに上記償還金が納入されていませんので、違約金と併せて至急納入してください。 なお、この督促状と行き違いに納入された場合は、あしからず御了承ください。 違約金 = 延滞元利金額 × 0.1075 × <math>\frac{\text{延滞日数}}{365}</math> ただし、違約金が100円未満であるときは、徴収しません。</p> <p style="text-align: center;">(納入者保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節	F26									金額				円	督促番号				違約金	延滞日数	日	円	貸付番号					合計				円	調定回数	資金			<p style="text-align: center;"><b>督促状</b></p> <p style="text-align: center;">( _____ 様)</p> <p>下記の金額を収納してください。</p> <p>納付目的 福祉資金元利償還金 年 月分 ( 回 / 回)</p> <p>納期限 年 月 日 最初の納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>元号コード</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> <td>円</td> <td>督促番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>違約金</td> <td>延滞日数</td> <td>日</td> <td>円</td> <td>貸付番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3"></td> <td>円</td> <td>調定回数</td> <td>資金</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(金融機関保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節	F26									金額				円	督促番号				違約金	延滞日数	日	円	貸付番号					合計				円	調定回数	資金			<p style="text-align: center;"><b>収納済通知書</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電算用</span></p> <p style="text-align: center;">( _____ 様)</p> <p>下記の金額を収納しましたので通知します。</p> <p>納付目的 福祉資金元利償還金 年 月分 ( 回 / 回)</p> <p>納期限 年 月 日 最初の納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>F26</td> <td colspan="3"></td> <td>26</td> <td colspan="3"></td> <td>39</td> <td>円</td> <td>40</td> <td>督促番号</td> <td>41</td> <td colspan="7"></td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>収納日</td> <td>コード</td> <td colspan="3">48</td> <td>53</td> <td>54</td> <td colspan="3"></td> <td>60</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>違約金</td> <td colspan="2">延滞日数</td> <td colspan="2">61</td> <td colspan="2">67</td> <td colspan="13">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="19"></td> </tr> <tr> <td>貸付番号</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>調定回数</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>資金</td> <td colspan="13"></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">                 収納済印             </div> <p style="text-align: center;">(会計管理課保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明	1	3	4	5	6	10	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	F26				26				39	円	40	督促番号	41								47	収納日	コード	48			53	54				60										違約金	延滞日数		61		67		円													合計																				貸付番号	68	74	調定回数	75	77	資金													
書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節																																																																																																																																																																																																																						
F26																																																																																																																																																																																																																														
金額				円	督促番号																																																																																																																																																																																																																									
違約金	延滞日数	日	円	貸付番号																																																																																																																																																																																																																										
合計				円	調定回数	資金																																																																																																																																																																																																																								
書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節																																																																																																																																																																																																																						
F26																																																																																																																																																																																																																														
金額				円	督促番号																																																																																																																																																																																																																									
違約金	延滞日数	日	円	貸付番号																																																																																																																																																																																																																										
合計				円	調定回数	資金																																																																																																																																																																																																																								
書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明																																																																																																																																																																																																																						
1	3	4	5	6	10	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																											
F26				26				39	円	40	督促番号	41								47																																																																																																																																																																																																										
収納日	コード	48			53	54				60																																																																																																																																																																																																																				
違約金	延滞日数		61		67		円																																																																																																																																																																																																																							
合計																																																																																																																																																																																																																														
貸付番号	68	74	調定回数	75	77	資金																																																																																																																																																																																																																								

督促状兼領収書

〒

様

下記のとおり督促します。

年 月 日

歳入徴収権者

印

納付目的

児童扶養手当過誤払金の返納

納入場所 埼玉県指定金融機関

埼玉県指定代理金融機関

埼玉県収納代理金融機関

書類区分	課 所	元号 コード	年度	会計	款	項	目	節
金額					円	督促番号		
延滞金等 日					円			
合計					円			

納 入 期 限
年 月 日
最 初 の 納 期 限
年 月 日

(納入者保管)

埼 玉 県

収 納 済 印



督 促 状  
( 様)

下記の金額を収納してください。

納付目的

児童扶養手当過誤払金の返納

納入期限 年 月 日

最初の納期限 年 月 日

書類区分	課 所	元号 コード	年度	会計	款	項	目	節
金額				円	督促番号			
延滞金等日				円				
合計				円				

収 納 済 印

(金融機関保管) 埼 玉 県

収 納 済 通 知 書 ⑤ 電算用

( 様)

下記の金額を収納しましたので通知します。

納付目的

児童扶養手当過誤払金の返納

納入期限 年 月 日

最初の納期限 年 月 日

書類区分	課 所	年 度	会計	款	項	目	節	説明											
1	3	4	5	6	10	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
滞納金				26				39	40	督促番号	41				47				
収納日	コード				48				53	54				60					
延滞金等日				61				74											
合計																			

収 納 済 印

(会計管理課保管) 埼 玉 県

様式第百九号（二十二）及び様式第百九号（二十二）中

課	所

を

課

に改める。

所	課

様式第百九号（二十三）及び様式第百九号（二十四）を次のように改める。

電算用

収 納 済 通 知 書

〒  
  
様

下記のとおり収納しましたから通知します。

納付目的

受診年月日： 年 月 日

納入場所

- 埼玉県立精神保健福祉センター
- 埼玉県指定金融機関
- 埼玉県指定代理金融機関
- 埼玉県収納代理金融機関

1 書類区分	3	4	5	6 課 所	10	11 年 度	13	納 期 限	最初の納期限

14 会 計	15	16 款	17	18 項	19	20 目	21	22 節	23	24	25
一般会計											
0	1										

26 金 額	39	40	41 督促番号	47	48 収納年月日	53	54 金融機関コード	60

収納済印

所轄所→納入者→金融機関→会計管理課 埼 玉 県

様式第109号(24) (第201条、第125条関係)

<p style="text-align: center;">督促状兼領収書</p> <p>〒 _____ 様</p> <p>下記のとおり督促します。 年 月 日</p> <p>歳入徴収権者 埼玉県立 _____ 高等学校長印</p> <p>納付目的</p> <p>納入場所 埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関</p> <p>納期限 _____ 年 月 日 最初の納期限 _____ 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>元号コード</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> <tr> <td>F 2 6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> <td>督促番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>※ 最初の納期限までに上記 _____ が納入されていませんので、至急納入してください。 なお、この督促状と行き違いに納入された場合は、あしからず御了承ください。</p> <p>(納入者保管) _____ 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節	F 2 6									金額	円			督促番号					<p style="text-align: center;">督促状</p> <p>( _____ 様)</p> <p>下記の金額を収納してください。</p> <p>納付目的</p> <p>納期限 _____ 年 月 日 最初の納期限 _____ 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>元号コード</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> <tr> <td>F 2 6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> <td>督促番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">収納済印</p> <p>(金融機関保管) _____ 埼玉県</p>	書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節	F 2 6									金額	円			督促番号					<p style="text-align: center;">収納済通知書 ㊦ 電算用</p> <p>( _____ 様)</p> <p>下記の金額を収納しましたので通知します。</p> <p>納付目的</p> <p>納期限 _____ 年 月 日 最初の納期限 _____ 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>1 3</td> <td>4 5 6</td> <td>10</td> <td>11 13</td> <td>14 15</td> <td>16 17</td> <td>18 19</td> <td>20 21</td> <td>22 23</td> <td>24 25</td> </tr> <tr> <td>F 2 6</td> <td colspan="3">26</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>督促番号</td> <td>41</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>収納日</td> <td>コード</td> <td>48</td> <td>53</td> <td>54</td> <td colspan="4">60</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">収納済印</p> <p>(会計管理課保管) _____ 埼玉県</p>	書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明	1 3	4 5 6	10	11 13	14 15	16 17	18 19	20 21	22 23	24 25	F 2 6	26			39	40	督促番号	41	47	金額	円								収納日	コード	48	53	54	60			
書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節																																																																																														
F 2 6																																																																																																						
金額	円			督促番号																																																																																																		
書類区分	課所	元号コード	年度	会計	款	項	目	節																																																																																														
F 2 6																																																																																																						
金額	円			督促番号																																																																																																		
書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明																																																																																														
1 3	4 5 6	10	11 13	14 15	16 17	18 19	20 21	22 23	24 25																																																																																													
F 2 6	26			39	40	督促番号	41	47																																																																																														
金額	円																																																																																																					
収納日	コード	48	53	54	60																																																																																																	

## 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

埼玉県訓令第十号

訓令

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局  
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広聴広報課の項の次に次のように加える。

福祉課	虐待通報等の業務に従事する職員	1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び土曜日	上に同じ。
-----	-----------------	---	-------	----------	-------

別表医療人材課の項勤務時間の欄中「1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分」を「上に同じ。」に改め、同項週休日の欄中「上に同じ」を「4週間について8日とし、業務の実情に応じ所屬長が定める」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター

#### 二 代表者の氏名

石井 ナナエ

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目四番二十五号

#### 四 更新後の認定の有効期間

平成三十年十二月二十七日から平成三十五年十二月二十六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく

#### 二 代表者の氏名

青木 照代

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東越谷三丁目六番地二十三生活クラブ生活協同組合・越谷生活館

#### 一階

#### 四 更新後の認定の有効期間

平成三十年九月十日から平成三十五年九月九日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第千三百四十号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団 爽 緑会 ふたば在宅 クリニック	医療法人社団 爽緑会	久喜市久喜東一―二―五 東山ビル三F―A号室	平成三十年 十一月一日
東鷲宮病院	医療法人三和 会	久喜市桜田二―六―五	平成三十年 十一月三日
医療法人社団 明 日佳 埼玉あすか 松伏病院	医療法人社団 明日佳	北葛飾郡松伏町松伏一―二六 三―五	平成三十年 十一月一日
大野眼科クリニッ ク	医療法人社団 木花磐会	朝霞市西原二―一四―一八	平成三十年 十一月一日

医療法人社団 武蔵野会 T M G サテライトクリニック朝霞台	医療法人社団 武蔵野会	朝霞市西弁財一―八―二二	平成三十年十一月一日
岩下悦郎消化器内科クリニック	医療法人勇雄会	所沢市北有楽町二四―五	平成三十年十一月一日
三輪医院	三輪 武司	熊谷市宮町一―一五五―一	平成三十年十一月一日
武蔵嵐山病院	医療法人蒼龍会	東松山市上唐子字引野裏一三一―二―一	平成三十年十一月一日
医療法人社団 幸生会 北坂戸ファミリークリニック	医療法人社団 幸生会	坂戸市薬師町三―二	平成三十年五月一日
医療法人 善よしなみ耳鼻科クリニック	医療法人善	鶴ヶ島市富士見一―二―一 ワカバウォーク二F	平成三十年十一月一日
ひかり眼科	医療法人ひかり眼科	吉川市木売一―五―三吉川情報サービスセンター二階	平成三十年十一月一日
柳澤歯科医院	医療法人社団 秀優会	春日部市中央二―一七―一 ○昭和ビル一階	平成三十年十一月一日
タケノコ歯科・矯正歯科クリニック	医療法人朋武会	草加市青柳七―二〇―一〇	平成三十年五月七日

丹後薬局	ゆめみ野薬局	オリオン歯科	のぞみデンタルクリニック 深谷花園院	医療法人社団 P ROUD 拾六間 歯科クリニック	医療法人 昭盛会 榎本デンタルクリニック	医療法人 デント ハピネス たばら 歯科クリニック	オリーブ歯科医院	鹿瀬歯科医院
株式会社外苑 企画商事	株式会社あさ ひ調剤	湯浅 宏	医療法人希有 会	医療法人社団 PROUD	医療法人昭盛 会	医療法人デン トハピネス	医療法人社団 星高会	鹿瀬 直樹
三郷市早稲田三―二八―二 二	北葛飾郡松伏町松伏字深町 八〇九	吉川市保一―一三―三ライ フ吉川駅前店二階	深谷市荒川一〇三三	熊谷市拾六間一〇〇四	富士見市ふじみ野東一―一 ―三アステールふじみ野イ ―ステーション二B	狭山市広瀬東二―四三―八	狭山市入間川一―三―六天 竜ビル二階二〇一号室	戸田市下戸田二―二五―九 戸田ハイツ一階
平成三十年 十一月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十月二十一日	平成三十年 十二月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十一月一日

かりん薬局	そうだん薬局 新所沢店	入間川薬局	えびす堂薬局	コスモス神川薬局	彩生薬局 東方店	ブレーメン薬局 みわのえ店	ウエルシア薬局イ オンタウン吉川美 南ANNEX店	ふじさくら訪問看 護ステーション
一般社団法人 メディックス	有限会社グラ ムファーマシ ン	株式会社フア インテック	株式会社キュ アメディカル	ルナ調剤株式 会社	一般財団法人 健康・福祉科学 研究所	株式会社メデ イカコラボ	ウエルシア薬 局株式会社	医療法人さく ら
三郷市鷹野四―五〇―一―二	所沢市緑町二―一三―一九	狭山市入間川三―二―二三	比企郡小川町大塚九六―三	児玉郡神川町新里二二―一―四	深谷市東方町二―一五―一―四	吉川市加藤六六二―一	吉川市美南三―一ニイオン タウン吉川美南ANNEX	富士見市水谷東一―二八―一
平成三十年 十一月一日	平成三十年 十月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十二月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 十一月一日	平成三十年 十一月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
内藤 有香		ひつじ整骨院 新白岡院	白岡市新白岡四―一三―三 新白岡駅前ホスピタリティ パークーF		平成三十年 十一月一日
小林 祐也		寿町なまい接骨 院	川越市寿町一―二二五五― 一豊栄ビル一〇二		平成三十年 十一月一日
大場 直樹		エールケア治療 院 鴻巣店	鴻巣市前砂二四八―四		平成三十年 十一月二十 一日
埴田 のぞ み		訪問医療マツサ ージ K E i R O W 大宮中央ス テーション	さいたま市大宮区堀の内町 一―一六―一 二階		平成三十年 十二月三日
松本 智志		株式会社ワイ・ エム・ビイ 鍼 灸マツサージ院	東京都葛飾区亀有五―三四 ―三ヤマダビル二〇二		平成三十年 十二月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
ふじみの救急クリニック	名称	医療法人社団 隆正会 遠山脳神経外科	ふじみの救急クリニック
医療法人 真賛会 メディカルパーク入間	名称	マキレディースクリニック	医療法人 真賛会 メディカルパーク入間
門司歯科医院	開設者名	医療法人社団 裕美会	医療法人 直悦会
医療法人社団 愛友会 エルサ上尾訪問看護ステーション	所在地	上尾市藤波三一二六五 一一	上尾市藤波三一二六六 一一

二 指定施術機関

氏名		変更事項					
所在地	名称	所在地	名称				
小田上 諭	奥泉 修司	小林 寛之	根岸 清	大澤 康浩	出山 勝章	関口 和樹	
施術所	施術所	施術所	施術所	施術所	施術所	施術所	変更事項
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
入間郡毛呂山町若山二―八―一五	在宅医療マッサー ジライム	さいたま市見沼区上 山口新田六九―三〇二	(施術所の追加)	さいたま市大宮区桜木町二―三二四―一 一松本ビル四階	株式会社ケアプラス 大宮営業所	(施術所の追加)	おおいずみ整骨院
日高市下鹿山四九四こま川団地一街区一三棟二〇一号	鍼灸マッサージライム	さいたま市見沼区中川三五八―一A 一〇二	所沢市東所沢和田一―一二―四五 〇二号	白岡市新白岡一―一九―一キャリンヌ ベル二〇一		所沢市日吉町九―一九福井第一ビル 五階	おおいずみ鍼灸整骨院 清瀬院
			笑顔の治療院			楽々整骨院	変更後
						東京練馬区東大泉一―三五―一四 貫井ビルディング一〇二	東京清瀬市元町一―九―一ニグラ ンメール野村一F



# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
ふたば在宅クリニック	久喜市久喜東一―二―五 東山ビル三階	平成三十年十月三十一日
東鷲宮病院	久喜市桜田三―九―三	平成三十年十一月二日
医療法人社団 明日佳 埼玉あすか松伏病院	北葛飾郡松伏町松葉一―五―七	平成三十年十月三十一日
大野眼科クリニック	朝霞市西原二―一四―一八	平成三十年十月三十一日
医療法人社団 武蔵野会 T M G サテライトクリニック 朝霞台	朝霞市西弁財一―七―三九	平成三十年十一月一日
岩下悦郎消化器内科クリニック	所沢市北有楽町二四―五	平成三十年十月三十一日
三輪医院	熊谷市宮町一―一一九―一	平成三十年十月三十一日

武蔵嵐山病院	比企郡嵐山町太郎丸一三五	平成三十年十月三十一日
北坂戸ファミリー クリニック	坂戸市薬師町三―二	平成三十年四月三十日
よしなみ耳鼻科ク リニック	鶴ヶ島市富士見一―二―一 ワカバウォーク二Fメデイカ ルモール内	平成三十年十月三十一日
ひかり眼科	吉川市木売一―五―三吉川情 報サービスセンター二F	平成三十年十月三十一日
柳澤歯科医院	春日部市中央二―一七―一〇 ―F	平成三十年十月三十一日
松野歯科医院	草加市青柳八―五―三六	平成三十年五月六日
門司歯科医院	戸田市下戸田二―二五―九戸 田ハイツ―F	平成三十年十月三十一日
たばら歯科クリ ニック	狭山市広瀬東二―四三―八	平成三十年十月三十一日
榎本デンタルク リニック	富士見市ふじみ野東一―一― 三アステールふじみ野イース テーション二B	平成三十年十一月一日
拾六間歯科クリ ニック	熊谷市拾六間一〇〇四	平成三十年十月三十一日

彩生薬局 東方店	えびす堂薬局	らんざん薬局	入間川薬局	フアーコス薬局 スマレ蔽	かりん薬局	丹後薬局	ゆめみ野薬局	さくら薬局 東鷲 宮店	オリオン歯科
深谷市東方町二―一五―一一	比企郡小川町大塚九六―三	比企郡嵐山町太郎丸一三四	狭山市入間川三―二―二三	蕨市中央三―一九―八	三郷市鷹野四―五〇―一二	三郷市早稲田三―二八―二二	一 北葛飾郡松伏町松葉一―五―	久喜市桜田三―九―一一	吉川市保一―一三―三ライフ 吉川駅前店二F
平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十一月十七日	平成三十年十月二十日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
介護老人保健施設 せんもくせい庄和	春日部市上金崎二八	医療法人社団 庄和会	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成三十年九月一日
ヘルパーズステーション 大笑	羽生市下新田三九―四	広島電子工業株式会社	訪問介護	平成三十年一月一日
医療法人 鶴松整形会	坂戸市厚川一四―一〇	医療法人 鶴松会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成三十年九月一日
医療法人社団 緑悠会 みつば歯科エムズタウン 幸手	幸手市上高野八―二エムズタウン 幸手南館	医療法人社団 緑悠会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年九月一日

アクト薬局	
四四一 鴻巣市愛の町	
堂 有限会社やまと	
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
平成三十年四月一日	

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
医療法人社団 春日部さくら病院		医療法人社団 愛和病院		医療法人社団 愛和病院	医療法人社団 春日部さくら病院	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
事業所名	事業所所在地	事業所名	事業所所在地	狭山市中央一丁目九番二六 ビルA棟一階 狭山	狭山市大字堀兼二三七七 七	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与
事業所名	事業所所在地	事業所名	事業所所在地	パナソニック介護センター 狭山	パナソニック介護センター 狭山	特定介護予防福祉用具販売

福祉楽園 地域 アよし しかわ	ケア・アシスト南 栗橋	ふれあい薬局 飯能店		訪問介護ステーション おヨンの家のやし	居宅介護支援センター おタの家のやし
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所名	事業者名	事業所 所在地	事業所 所在地
千葉県香取市 一沢二四五九	久喜市桜田三 一九一三	有限会社ふれ あい薬局	有限会社ふれ あい薬局	千葉県香取市 一沢二四五九	千葉県香取市 一沢二四五九
千葉県千葉市 美浜区中瀬二 一六一	久喜市桜田二 一六一五	ふれあい薬局 飯能店	BFC株式会 社	千葉県千葉市 美浜区中瀬二 一六一	千葉県千葉市 美浜区中瀬二 一六一
訪問介護	居宅介護支援	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導		訪問介護	居宅介護支援

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
岩下悦郎消化器内科 クリニック	所沢市北有楽町 二四―五	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 通所リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成三十年十月 三十一日
さくら薬局 東鷲宮 店	久喜市桜田三― 九―一―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年十一 月十七日
丹後薬局	三郷市早稲田三 ―二八―二二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年十月 三十一日



## 告 示

### 埼玉県告示第千三百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計四者

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計五者

#### ハ 変更年月日

平成三十年十一月十三日外

#### ニ 届出年月日

平成三十年十二月十四日

#### 二 縦覧期間

平成三十年十二月二十八日から平成三十一年四月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年十二月二十八日から平成三十一年四月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
石川 忍	埼玉県加須市	埼玉県加須市上種足五千四百三十七番ほか十一筆	四六、九三三
今成 宣男	埼玉県加須市	埼玉県加須市細間字野新田千七番一ほか一筆	八九六
今成 正芳	埼玉県加須市	埼玉県加須市道目字上大道下八百五十五番一ほか十五筆	一二、二九二
臼倉 裕一	埼玉県加須市	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百七十二番一ほか二筆	三、八八九
江川 芳夫	埼玉県加須市	埼玉県加須市戸室字十三番千四百五十四番一	一、〇七八
小野田 義久	埼玉県加須市	埼玉県加須市道目字新堀外八百五番一ほか一筆	二、九一七
小野原 新吉	埼玉県加須市	埼玉県加須市道目字新堀外七百七十六番一ほか三十二筆	二七、三六三

墓 祀夫	鈴木 幸雄	篠崎 栄次	齊藤 栄	小出 宮子	栗原 肇	栗原 淳	唐澤 光司	株式会社かぞ農 業公社	角田 守良	小野原 正雄
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県上尾市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市下種 足字中島二百二十 七番一ほか一筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百十 三番二ほか七筆	埼玉県加須市道目 字新堀外八百十三 番一ほか六筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百五十 一番一ほか一筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百三 十九番一ほか八筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百五 十九番一ほか六筆	埼玉県加須市細間 字平野道上千百十 三番一	埼玉県加須市戸川 字前川二百十番ほ か十六筆	埼玉県加須市道目 下大道上千百八十 一番一	埼玉県加須市上高 柳字山王千百三十 三番ほか一筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百四 十一番一ほか二筆
三、 四〇八	六、 三六一	七、 三二四	九六二	八、 〇八〇	五、 三一九	九五二	二七、 八七四	六一四	五、 二七八	三、 七九七

小島 宏平	岩田 茂	伊勢 年子	折原 紳浩	若山 幸夫	山下 達男	柳田 浩	宮田 弘樹	長嶋 祥江	内藤 武	戸田 昭夫
埼玉県入間市	埼玉県入間市	埼玉県入間市	埼玉県春日部市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県入間市大字 新久字霞川四百九 十三番ほか九筆	埼玉県入間市宮寺 字神明腰二千二百 二十一番一	埼玉県入間市宮寺 字神明腰二千二百 三十八番	埼玉県春日部市内 牧字下原新田三千 七百四十八番一ほ か十三筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百六十五 番一	埼玉県加須市細間 字野新田九百三十 八番一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百四 番一	埼玉県加須市細間 字野新田千二十七 番一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百五 番一	埼玉県加須市細間 字野新田千五番ほ か一筆	埼玉県加須市戸室 字十番九百六十七 番ほか一筆
一八、三二四	九九八	一、一二八	六、六八一	一、五三一	三、七三六	八九〇	九二一	九六五	九九六	一、七七四

石川 嘉一郎	池田 弘子	池田 一	新井 慶和	新井 秀夫	新井 哲夫	新井 孝士	新井 勝雄	青木 栄	青木 賢二	首都圏アグリフ アーム株式会社
埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	茨城県古河市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県入間市
一 埼玉県久喜市高柳 字新田百九十八番	埼玉県久喜市島川 字寺地二十八番一	埼玉県久喜市島川 字寺地五十二番一 ほか一筆	埼玉県久喜市高柳 字新田百九十九番 一ほか二筆	埼玉県久喜市高柳 字新田百十二番ほ か五筆	埼玉県久喜市高柳 字新田二百十二番 三ほか五筆	埼玉県久喜市高柳 字新田二百三十二 番ほか一筆	埼玉県久喜市佐間 字陣屋百七十二番 ほか十筆	埼玉県久喜市河原 代字前田二百九十 七番ほか七筆	埼玉県久喜市河原 代字堀向三百七十 九番二ほか三十筆	埼玉県入間市大字 上谷ヶ貫字外野二 百十六番一ほか七 十九筆
三八四	一六一	一、 三三二	二、 八〇三	四、 二三二	二、 八三四	九〇五	二二、 七三〇	一一、 〇五四	六六、 五七三	八七、 六八九

栗原 園助	木村 実	神田 勇	川島 照男	笥 邦一	大鹿 良夫	遠藤 一夫	入江 仁三郎	入江 旭	稲葉 信行	石山 英雄
埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市
埼玉県久喜市佐間 字小草原三百三十 三番ほか一筆	埼玉県久喜市河原 代字前田三百四十 一番ほか二筆	埼玉県久喜市高柳 字小草原八百三番	埼玉県久喜市佐間 字小草原三百四十 番	埼玉県久喜市佐間 字小草原三百二十 八番ほか二筆	埼玉県久喜市島川 字島畑二百五十二 番ほか五筆	埼玉県久喜市島川 字寺地四番	埼玉県久喜市河原 代字前田三百十三 番ほか二筆	埼玉県久喜市河原 代字前田三百十二 番一ほか四筆	埼玉県久喜市佐間 字前田千五百五十 九番一ほか五筆	埼玉県久喜市高柳 字新田三百三十一 番
一、 八五七	三、 九五四	二、 二七一	八四六	五、 三一九	一七、 五八六	二八五	五、 四八五	一〇、 一〇四	一一、 二二五	一、 二〇三

田中 一郎	高橋 博	関根 忠春	関 貞夫	杉田 清司	島田 賢二	篠原 良治	篠原 博允	篠原 久江	篠崎 久雄	小林 隆
埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市
埼玉県久喜市島川 字島畑二百五十七 番ほか三筆	埼玉県久喜市佐間 字小草原三百二十 九番一ほか一筆	埼玉県久喜市河原 代字前田二百九十 九番	埼玉県久喜市高柳 字新田三百五十二 番一	埼玉県久喜市島川 字寺地九十四番ほ か三筆	埼玉県久喜市高柳 字新田三百二十九 番	埼玉県久喜市佐間 字前田千五百八十 四番一ほか二筆	埼玉県久喜市高柳 字新田三百三十三 番ほか一筆	埼玉県久喜市高柳 字新田三百五十四 番	埼玉県久喜市高柳 字新田三百三十六 番	埼玉県久喜市佐間 字小草原三百二十 五番ほか十七筆
七、六二八	一、一六九	五、六八七	一、八一八	五、九〇九	二、一七五	五、〇一七	三、〇三〇	一、〇一一	一、七二五	三五、八九三



横田 忠雄	山野井 秀雄	山中 眞一	堀越 一枝	早川 栄一	橋本 芳一	橋本 武雄	奈良 邦之助	中村 仁市	鳥海 寛	鳥海 立夫
埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市	埼玉県久喜市
埼玉県久喜市島川 字島畑二百七十番 一ほか二筆	埼玉県久喜市河原 代字堀向三百九十 六番ほか六筆	埼玉県久喜市佐間 字前田千五百七十 八番	埼玉県久喜市島川 字中道百六十七番	埼玉県久喜市高柳 字新田九十三番ほ か二筆	埼玉県久喜市佐間 字小草原三百三十 二番ほか十三筆	埼玉県久喜市高柳 字小草原八百四番 ほか四筆	埼玉県久喜市島川 字島畑二百十二番 ほか一筆	埼玉県久喜市島川 字寺地九十五番ほ か六筆	埼玉県久喜市高柳 字新田三百三十五 番	埼玉県久喜市高柳 字新田三百四十八 番一
三、 一二二	二二、 四六六	六七七	九六七	四、 四四九	一六、 四三三	六、 〇三〇	八八八	一一、 四三八	三四一	二二、 二四二

駒林 八平	倉浪 永吉	神田 清	株式会社沼田フ ーム	株式会社内野農 場	小高 秀明	大室 昭雄	大内 利一	浅見 哲也	有限会社 篠山 堂	農業生産法人株 式会社彩野グリ ンフーム
町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市
埼玉県比企郡川島 町大字谷中字重代 町百七十一番	埼玉県比企郡川島 町大字鳥羽井新田 字加胡前三百八十 七番一ほか四筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百六番ほ か三筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 堤外四番町千六百 七十五番一ほか二 十筆	埼玉県比企郡川島 町大字下八ツ林字 椿町五百五番一ほ か六筆	埼玉県比企郡川島 町大字下八ツ林字 椿町三百九十六番 二ほか五筆	埼玉県比企郡川島 町大字松永字新堀 町百四十四番一	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附五番町六百二 十三番	埼玉県比企郡川島 町大字中山字六地 蔵五百八十二番一 ほか四筆	埼玉県蓮田市大字 笹山字野方五百七 十七番一ほか三筆	埼玉県蓮田市大字 黒浜字谷原二百三 十六番ほか四筆
九九一	三、 二二五	三、 七七二	一六、 六七〇	五、 五七八	五、 〇七五	九二〇	一、 一二四	四、 六七九	一、 五六九	三、 七六五

中井 健一	木村 豊	木村 修	井上 良夫	野澤 光雄	遠山 勝元	滝瀬 節雄	染谷 勇一	鈴木 晴三	鈴木 孝市	杉山 進
町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	群馬県高崎市	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島
埼玉県児玉郡神川 町大字新里字下羽 根倉千九百七番 ほか七筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字下羽 根倉千九百十八番	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字下羽 根倉千八百七十五番	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字川原 三百七十四番一	埼玉県比企郡川島 町大字正直字土腐 町三百十四番一 ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字上貉字裏谷 六百五十七番一 ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町六百九十六番 一ほか二筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 水深町七百七十三番 一ほか五筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百二十番 ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百二十二番 ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百十五番 一ほか五筆
八、二二五	一、〇四〇	七四三	三、一一五	三、五一四	三、八五七	二、八四三	五、五八六	一、九八二	一、九八二	二、三三二

白石 守利	栗田 昭一	川島 昇	株式会社ヤマザ キライス	株式会社誠農社	大作 保	大作 浩一	内田 清美	石橋 英二	堀越 祐一	社 報徳石産株式会
戸崎 埼玉県北葛飾郡杉	戸崎 埼玉県北葛飾郡杉	戸崎 埼玉県北葛飾郡杉	戸崎 埼玉県北葛飾郡杉	埼玉県加須市	戸崎 埼玉県北葛飾郡杉	戸崎 埼玉県北葛飾郡杉	埼玉県春日部市	代町 埼玉県南埼玉郡宮	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字堤根字鷺 田三千百三十六番 一ほか二十三筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字堤根字鷺 田三千九十九番ほ か二筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字大塚四十 九番ほか七十五筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字北蓮沼千 九番一ほか九十 二筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字下高野字 佐内新田裏千八百 七十番一ほか四十 八筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字堤根字池 ノ房三千三百五十 五番一ほか三十二 筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字堤根字池 ノ房三千三百七十 七番ほか十一筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字堤根字鷺 田二千八百二十四 番ほか十筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字下高野字 佐内新田裏千八百 八十七番ほか六筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字永正 寺百五番一ほか一 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字関口字横手 五百七十二番
二二、 〇四〇	一、 八三四	八五、 八五一	八〇、 三七〇	三五、 二七六	二〇、 六七〇	六、 四九七	九、 六九八	五、 九八八	一、 二三四	二、 一四八

山本 隆雄	丸源 アグリ株式 会社	間宮 幸雄	増田 精治	舟田 一郎	福田 修夫	高橋 司	高野 昭彦	高崎 勇	鈴木 誠寿
埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町
埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 堤根字鷺 田二千八 百十八番 ほか十筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 下野字天 神三百二 十一番一 ほか七筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 下高野字 佐内新田 裏千九百 四十番ほ か二十筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 下高野字 佐内新田 裏千八百 五十番一 ほか四十 八筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 堤根字鷺 田三千九 十四番一 ほか四筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 佐左エ門 字弁財天 百七十四 番ほか五 筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 下高野字 佐内新田 裏千九百 三十六番 ほか三筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 堤根字池 ノ房三千 二百九十 九番ほか 十一筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 堤根百二 十番ほか 五筆	埼玉 県北葛 飾郡杉 戸町大字 佐左エ門 字弁財天 四十番ほ か五筆
一〇、 五五三	五、 一〇〇	一五、 三六二	三二、 一七八	四、 七二五	九、 四四〇	二、 〇九七	一二、 〇九一	一二、 五五五	一二、 九三八

二 認可年月日

平成三十年十二月十九日

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一八―三十一―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番一、十二の一部、十三の一部

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三百六立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 河川の名称

一級河川荒川水系兜川

### 二 河川管理施設の名称又は種類

兜川管理用通路及び護岸

### 三 河川管理施設的位置

比企郡小川町大字大塚八百四十四番三地先から同町大字大塚八百三十七番一地

先まで

### 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 比企郡小川町

住所 比企郡小川町大字大塚五十五番地

代表者の氏名 松本 恒夫

### 五 管理の内容

イ 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

ロ 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

### 六 原則として道路専用施設に係る災害復旧

### 管理の期間

平成三十年十二月二十八日から道路の供用を廃止する日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五十一号

坂戸市から坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県越谷市東大沢五丁目一番地二十一

梅宮 和枝

二 指定年月日

平成三十年十二月二十日

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市大字根岸字街道向一五四 八番一地先から同市大字岡字広 沢原一六六二番二地先まで		区 間
一八・〇〇〇 二一・〇〇〇	一八・〇〇〇 一八・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二三七・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川越北環状線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市今成二丁目三一番三地先から同市今成二丁目三九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年一月八日</p>
<p>備 考</p>	<p>街路整備事業による。 平成三十年十一月六日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六七・六四メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>川越北環状線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市今成四丁目一一番一九地先から同市大字小室字鶴塚一四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年一月九日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二四〇・〇〇メートル。</p> <p>の 一 部 供 用 開 始 で あ る 。</p> <p>延 長 二 四 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル 。</p>	<p>備考</p> <p>街路整備事業による。</p> <p>平成三十年十一月六日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十八号で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

一 道路の種類 県道

二 路線名 坂本寄居線

三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
大里郡寄居町大字秋山字小坂四七 七番一地从先から同町大字秋山字狼 穴八六二番一地从先まで	大里郡寄居町大字秋山字小坂四七 七番一地从先から同町大字秋山字狼 穴八六二番一地从先まで	区 間
一五・七四〇 二八・六二〇	一三・八六〇 二五・一五〇	敷地の幅員 (メートル)
一五〇・八〇	一五〇・八〇	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

野田岩槻線	路線名
春日部市大枝字屋敷前七七番一地先から 同市大畑字前二〇九番五地先まで	供用開始の区間
平成三十年十二月二十八日	供用開始の期日
平成二十二年七月六日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区 域の一部の供用開始で ある。	備考

## 告 示

### 埼玉県選管告示第四十九号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

南第一区 草加市から南第二十二区 和光市まで

一日 時 平成三十一年二月四日(月) 午後一時三十分

二場 所 埼玉県民健康センター大ホール

西第一区 所沢市から西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町まで

一日 時 平成三十一年二月八日(金) 午後一時三十分

二場 所 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設(ウエスタ川越) 多目的ホール

北第一区 秩父市から北第五区 熊谷市まで

一日 時 平成三十一年二月六日(水) 午後一時三十分

二場 所 埼玉県熊谷地方庁舎大会議室

東第一区 行田市から東第十二区 吉川市・松伏町まで

一日 時 平成三十一年二月五日(火) 午後一時三十分

二場 所 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設(ふれあいキューブ) 多目的ホ

ールB

## 告 示

### 埼玉県選管告示第五十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十一年一月十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙について

イ その他